

東運整第59号の4
令和7年5月13日

一般社団法人 東京都トラック協会長 殿

関東運輸局東京運輸支局長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への協力依頼について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、国土交通行政に対しご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、不正改造車につきましては、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところであります。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっております。

このような状況に鑑み、国土交通省では、関係機関、自動車関係団体等の協力を得て、本年度も、6月1日（日）から6月30日（月）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、不正改造車の排除を強化して取り組むこととしました。

つきましては、本運動の効果的な実施を図るため、別紙のとおり実施細目を定めましたので、貴団体における実施事項を強力に推進するとともに、貴傘下会員に対し指導方お願いいたします。



「不正改造車を排除する運動」における実施細目

東京運輸支局
令和 7 年 5 月

I. 本運動の趣旨

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造を施した自動車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められている。

また、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっている。

このため、自動車関係団体等の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」を展開することにより、国民世論の不正改造排除気運を一層高めるとともに、自動車ユーザーへ不正改造の認識を浸透させることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

II. 重点実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、6月1日（日）から6月30日（月）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下、「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

III. 運動における重点事項

本運動において、取り組む実施項目は次のとおりとする。

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (6) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (7) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (8) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (9) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (10) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (11) 不正な二次架装
- (12) 不正軽油燃料の使用

IV. 実施事項

(1) 関係事業者に対する指導

- ① 本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項並びに相談窓口の設置等について、会報、ホームページ等に掲載し会員に周知する。
- ② 本運動を効果的に推進するため、事業者、事業場管理責任者等を対象とした推進会議等を開催するとともに、支部会、講習会等の機会をとらえ、本運動の趣旨及び重点事項並びに実施事項等について周知する。
- ③ 不正改造の防止のため、定期的に自主点検を実施するように会員に指導する。

(2) 広報等

ポスター、チラシを会員に配布し、ポスターは事業場等に掲示させるとともに、チラシを自動車ユーザーに配布する等して一般に広報する。

(3) 不正改造車等に関する情報の収集、分析及び処理体制の整備

- ① 不正改造車等に関する情報・相談に応じられるような体制を整備するとともに、その活用について会報等により会員に対して周知する。
- ② 会員から不正改造車等に関する情報を受けた場合には、登録番号、不正改造の内容、発見日等について運輸支局等へ情報提供する。
- ③ 会員から相談を受ける体制の充実強化を図るとともに、必要に応じ関係者を適正に指導する。なお、指導に当たっては、申告者の不利益にならないように十分に配慮する。

(4) 本運動への協力

本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼のあった街頭検査の実施等について協力する

[車体・電装・タイヤ整備事業者等の実施事項]

- (1) 整備の受注に当たっては、担当責任者等を定めるなどして適正な受注に努めるとともに、点検・整備の実施、納車時の確認等の適正化に努め、不正改造防止の徹底を図る。
- (2) 不正改造となるような整備等の依頼があった場合には、自動車使用者に対し不正改造となることを理解してもらうよう務めるとともに、不正改造となる依頼は引き受けないよう徹底を図ること。
- (3) 従業員に対して、本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例及び不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し、不正改造防止の徹底を図る。
- (4) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員の車両を含む事業場内の車両、整備の実施体制及び管理体制等について、定期的に自主点検を実施する。
- (5) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。
- (6) 横断幕、のぼり旗掲出、ポスターの掲示、チラシ等を備え付け一般に広報する。

[自動車販売事業者の実施事項]

- (1) 車両の販売にあたっては、担当責任者等を定めるなどして、適正な車両の販売及び登録後の二次架装の防止等の徹底を図る。
- (2) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、商品車、展示車、従業員の車両を含む事業場内の車両及び販売体制、管理体制等について、定期的に自主点検を実施する。
- (3) 従業員に対して、本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例及び不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し、不正改造防止の徹底を図ると

もに、特種用途自動車の装備の取り外し防止についても周知・指導する。

- (4) 車両の販売時においては、購入者に対してチラシを配布するなどして、不正改造の防止について周知する。
- (5) 販売車両等の輸送にあたっては、適正な車両運搬車の使用等について、陸送事業者と連携を密にし、過積載運行とならないよう徹底を図る。
- (6) ポスターの掲示、チラシの備え付け等により、一般に広報する。
- (7) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。

[車体架装事業者の実施事項]

- (1) 架装の受注等にあたっては、担当責任者等を定めて適正な受注に努めるとともに、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努め、登録後の二次架装等不正改造防止の徹底を図る。
- (2) 不正改造となるような二次架装等の依頼があった場合には、依頼者に対し不正改造となることを理解してもらうよう努めるとともに、不正改造となる依頼は引き受けないよう徹底を図る。
- (3) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員の車両を含む事業場内の車両、架装の実施体制及び管理体制等について、定期的に自主点検を実施する。
- (4) 従業員に対して、本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例及び不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、不正改造の防止については、チラシの内容及び不正な二次架装の具体的な事例を踏まえ指導する。
- (5) ポスターの掲示、チラシの備え付け等により、一般に広報する。
- (6) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。

[貨物自動車運送事業者団体の実施事項]

- (1) 登録後の二次架装の防止等、不正改造防止に努め、保安基準に適合する車両の使用を徹底する。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行う。
- (2) 運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び所有車両等（従業員等の車両を含む）の保安基準適合性等について、定期的に自主点検を実施する。
- (3) 従業員に対して、本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例及び不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着、灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し等、基準不適合マフラーの装着、土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取り外し、大型貨物自動車の速度抑制装置の取り外し、解除又は不正な改造等について指導する。
- (4) ポスターの掲示、チラシの備え付け等により、一般に広報する。
- (5) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。

[自動車部品・用品販売事業者の実施事項]

- (1) 従業員に対して、ポスター、チラシ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知する。
- (2) 自動車部品・用品等の販売時等においては、購入者に対して、不正改造防止に

についての周知及びどのようなものが不正改造となるか理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付け方法等についての相談窓口を設けるなど、自動車ユーザーに部品・用品の適正な取付けに対する認識を高めるよう努める。

- (3) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員の車両を含む事業場内の車両、自動車部品・用品の取付け施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。
- (4) 従業員の車両等に対して、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着、灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け、タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し等、基準不適合マフラーの装着、基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け等について、適切な指導を実施する。
- (5) 事業場においては、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わないこと。
- (6) ポスターの掲示、チラシの備え付け等により、一般に広報する。
- (7) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。

[石油販売事業者の実施事項]

- (1) 従業員に対して、ポスター、チラシ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知する。
- (2) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両について定期的な自主点検の実施に努める。
- (3) 従業員の車両等に対して、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着、灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け、タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し等、基準不適合マフラーの装着、基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け等について、適切な指導を実施する。
- (4) ポスターの掲示、チラシの備え付け等により、一般に広報する。
- (5) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。

[旅客自動車運送事業者団体の実施事項]

- (1) バス車両等への横断幕の掲示等により、不正改造車排除運動の周知に努める。
- (2) 運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び所有車両等（従業員等の車両含む）の保安基準適合性等について、定期的に自主点検を実施する。
- (3) 従業員に対して、本運動の目的、重点事項、実施事項、不正改造事例及び不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し、不正改造防止の徹底を図る。
- (4) ポスターの掲示、チラシの備え付け等により、一般に広報する。
- (5) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。